

唐令よりみたる現存唐代戸籍の基礎的研究（下）

和 義 肥 土

目 次

- 一 はじめ
- 二 現存唐代戸籍の書写形式
 - (1) 戸籍の紙縫部柱書および官印の捺押
 - (2) 戸籍の大字使用
 - (3) 給田記載の書式
 - (4) 戸等の注籍年次（以上前号）
- 三 敦煌県開元四年・十年籍稿（P・三八七七V）にみえる給田記載（以下本号）
 - (1) 兩文書の外見上の性格
 - (2) 兩文書の給田記載
 - (3) 敦煌戸籍の居住園宅規定
- 四 おわりに

三 敦煌県開元四年・十年籍稿（P・三八七七V）にみえる給田記載

(1) 両文書の外見上の性格

パリ国立図書館蔵ペリオ氏蒐集敦煌文獻中に、P・三八七七Vの整理番号を付した戸籍断簡がある(表参照)。この文書は、開元初期の敦煌において均田法が現実にいかように運用されていたかを知るうえで極めて興味深い問題点を内蔵している。そこで、最初に全文を紹介し、つづいて本文書の外見上の特徴を概観することにしよう。

◎籍(三八七七V)

				1
				母王年陸拾歲 寡
				人
				紙縑
一 段 二 段 三 段 參 畝 口 分	拾 柒 肆 三 畝 永 業 城 東 十五 里 瓜 渠	永 業 城 東 十五 里 瓜 渠	城 東 十五 里 瓜 渠	城 東 十五 里 瓜 渠
				東渠
				東渠
				西荒
				南自田
				北荒
				西安忽薛
				南自田
				北安忽
				口
				分
城 東 十 五 里 瓜 渠	東 官 田	西 渠	南 索 才	北 索 才

6	二段貳畝口分	城東十五里瓜渠	東索才	西渠	南索才	北自田
7	二段拾畝口分	城東十五里瓜渠	東楊?伽生	西荒	南官田	北馬提□
8	二段柒畝口分	城東十五里瓜渠	東道	西自田	南官田	北荒
9	(一)段壹畝居住園宅					
10	戶主楊義本年伍拾貳歲	上騎都尉萬歲通天元年八月四日授甲頭索入				
11	妻孫年肆拾肆歲	下中戶空	課戶見不輸□			
12	男守忠年貳拾伍歲	衛士空				
13	男大絢年(貳)拾(伍)歲	中男轉前籍年廿開元七年籍後貌減就實空				
14	男守言年壹拾貳歲	小男空				
15	男面面年陸歲	小男開元八年帳後漏附空				
16						
17						
18	二段貳畝口分—城東十里趙渠—東舍	梁?阿生南道	北曹表			
	西渠	南梁阿生	北梁阿生			

梁?阿生南道
北曹表
南梁阿生
北梁阿生

保?
南梁遠?北梁下

梁?
阿生
南道
北曹表

二段貳畝口分—城東十里趙渠—東舍
西渠
南梁阿生
北梁阿生

唐令よりみたる現存唐代戸籍の基礎的研究(下)
土肥

南渠	南自田	南自田	南荒
北澤	北自田	北自田	北坪

紙縫

34	一畝貳畝永業	城東廿里沙渠	東玄義	西玄義	南玄義	北自由
35	巨主汜尙元年伍拾捌歲	寡下下戶				不課戶
36						
37	壹拾伍畝已受					
38	合應受田伍拾壹畝					
39	卅六畝未受					
40	靈伍畝永業	城東廿里沙渠	東玄義	西李玄識	南道	北玄義
41	一段參畝永業	城東廿里沙渠	東澤	西自田	南荒	北自由
42	一段陸畝永業	城東廿里沙渠	東玄義	西李伏護	南渠	北李桃栓
43	一段壹畝居住園宅					
44	巨主趙玄表年伍拾捌歲	白丁 簡放出下下戶	奉其年九月九日格衛士十周已上	課戶	見輸	
45	妻宋年肆拾壹歲	丁妻				
46	女慈觀年壹拾玖歲	中女				
47	計租二石					
48	廿畝永業					

紙縫

武拾伍畝已受
五畝口分

七十六

52
一
段拾參畝永業 城東廿里沙渠 東澤

西玄義 南荒 北玄義

四
紙縫

55	54	53
戶主曹仁備年肆拾捌歲	一 段參 永業	西河
衛士上柱國	城東廿里沙渠	東渠
開元八年九月十日授甲頭康大昭下中戶	南令狐惠	北沙
課戶見不輸	令狐	惠
	拾肆	南令
	四畝	狐
	永業	惠
	一段	
	玖畝	
	十畝	
	畝口分	
	城東十五里沙渠	
	東奴仁	
	西霍君政	
	南趙仵	
	北令狐殊	

妻張年肆拾捌歲 職資妻

男崇年參拾歲上柱國子

崇妻索年貳拾肆歲

男崇璣年伍歲

女明呢年壹拾玖歲

冊畝永業

陸拾參畝已受 廿二畝口分

合應受田及勳田參拾壹頃捌拾貳畝

一畝居住園宅

卅一頃一十九畝未受

一畝肆畝永業

城東十里趙渠 東道

西玄爽

南道

北加應

一畝伍畝永業

城東七里趙渠 東渠

西渠

南玄爽

北思亮

一畝拾捌畝永業

城東七里趙渠 東行徹

西曹保

南玄義

北渠

紙縫

一畝拾伍畝十三畝永業

城東十里趙渠 東道

西曹福

南渠

北渠

一畝伍畝口分

城東十里趙渠

西道

南曹信

北道

一畝參畝口分

城東十里趙渠 東曹

西道

南曹信

北道

一畝壹畝口分

城東十里趙渠 東渠

西曹慶

南舍

北曹信

一畝貳畝口分

城東十里趙渠 東曹慶

西渠

南渠

北曹慶

一畝參畝口分

城東廿里趙渠 東官田

西渠

南渠

北

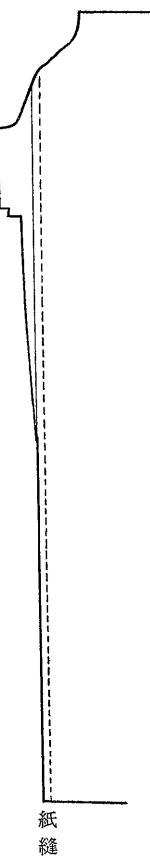
一畝伍畝口分

城東廿里瓜渠 東荒

西韓德

南韓德

76 75 74 73 72 71 70 69 68 67
一畝 段 拾 畝 永 業 城 東 廿 里 瓜 渠 東 渠
76 75 74 73 72 71 70 69 68 67
一畝 段 拾 畝 永 業 城 東 廿 里 瓜 渠 東 渠



①籍
(P・三八七七V)

(沙州)

(敦煌縣)

(慈惠鄉)

(開元四年籍)

(紙縫背柱書)

計租二石

廿畝永業

參拾柒畝已受 十六畝口分

合應受田壹頃伍拾壹畝

一畝居住園宅

一頃一十四畝未受

二段壹拾捌畝永業城東廿里千渠東渠

西渠

南渠

北渠

7	二段玖畝二畝永業 城東廿里千渠東渠	西渠	南渠
8	一段壹畝居住園宅		
9	宦主楊法子年參拾玖歲 衛士	下下戶	課戶見不輸
10	母王年柒拾參歲 寡		
11		一十四畝永業	
12	壹拾伍畝已受		
13	合應受田壹頃參拾壹畝	一畝居住園宅	
14	(沙州)	(燉煌縣)	(慈惠鄉)
15	母王年參拾陸歲 寡	開元二年帳後死	(開元四年籍)
16	姉思言年壹拾陸歲 中女	開元二年帳後死	(紙縫背柱書)
17	姑客娘年貳拾歲 中女		
18	貳拾陸畝已受 六畝口分		
19	合應受田伍拾壹畝		
20	廿五畝未受		

21
一
段
伍
敵
永
業
城
東
廿
里
千
渠
東
董
勣
西
自
田
南
陰
思
隱
北
渠

西自由 南陰思隱 北

一段肆畝永業 城東廿里千渠 東道

西渠 南道 北渠

一段肆敵永業 城東廿里千渠 東懷齋

西道

段肆畝永業
城東廿里千渠
東張信

西氾君卿 南竇阿達 北王

戶主董思勣年貳拾貳歲
白丁殘疾下

卷之二十一

父廻通年柒拾伍歲
老男

卷之四

27
母張年伍拾陸歲寡

(沙州) (燉煌縣) (慈惠鄉) (開元四年籍)

(紙縫背柱書)

計租二石

廿畝永業

貳拾捌畝已受 八畝口分

合應受田壹頃參拾壹畝

一頃三畝未受

一段壹拾陸畝永業城東廿里千渠東渠

一段肆畝永業
城東廿里千渠
東道

南道 西道 東索君臣 西道 城東廿里千渠 一段參畝口分

北王懷智

41	40	39	38	37	36		
戶主和懷福年柒拾歲	城東廿里千渠	東張信	西渠	南渠	北張思慶		
老男 <small>下中戶</small>	東道	西道	南道	北張義方			
戶主和懷福年柒拾歲	城東廿里千渠	東道	西道	南道	北陰思隱		
老男 <small>下中戶</small>	東道	西懷信	南王懷智	北渠			
(沙州)	(燉煌縣)	(慈惠鄉)	(開元四年籍)	(紙縫背柱書)			
42	43	44	45	46	47	48	
戶主楊法子年參拾玖歲	衛士 <small>下中戶</small>	課戶見不輸					
妻陰年參拾陸歲	衛士妻						
男乾昱年捌歲	小男						
女娘子年壹拾貳歲	小女						
參拾玖畝已受	廿畝永業						
一十九畝口分							
合應受田壹頃壹畝							

六十二
敵已受

壹拾肆畝永業 城東廿里千渠東渠 西渠 南陰思廉 北渠

段壹拾貳畝六畝水業六畝分城東廿里千渠東楊義節西楊通仁南道北自田

寡父天一至新後日好日豐日燭火祭日月二日不作祭
開元三年長安出家入里內主余善意孫男大保爲妻

女楊王年壹拾捌歲 中女開元三年朝後日嫁入里廿月二十六日方至其家

戶主余善意年捌拾壹歲
系男代保年貳拾壹歲
自丁中月課戶見輸

保妻楊年壹拾捌歲 丁妻開元三年帳後娶里內戶主王妙智女楊王王爲妻

57

計租二石

(少
明)
(戴
望
縣)
(慈
惠
鄉)
(開
元
四
年
籍)
(紙
縫
背
柱
書)

沙州

卷之三

(慈惠鄉)

(開元四年籍)

紅樓夢

廿畝永業

貳拾捌畝已受
七畝口分

合應受田壹頃陸拾壹畝
一畝居住園宅

一頃卅三畝未受

61 60 59 58

62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	唐令よりみたる現存唐代戸籍の基礎的研究(下) 戸主
殿壹畝永業	城東廿里第一渠	東孟具	西道	南道	北自田								
口捌畝永業	城東廿里第一渠	東孟須如	西道	南孟具	北孟具								
一畝壹畝居住園宅													
戶主杜客生年肆拾捌歲	衛士下下戶	聖曆二年七月沒落	課戶見輸										
妻馬年伍拾柒歲	衛士妻												
男是是年貳拾陸歲	白丁	景雲元年全戶逃走											
女法子年貳拾貳歲	中女												
計租二石													
卅九畝永業													
肆拾畝已受													
合應受田貳頃壹畝													
一畝居住園宅													
(開元四年籍)													
〔東〕任僧保 西師有 南大成 北□客娘													
景龍三年全戶逃走 課戶見不輸													
(紙縫背柱書)													

76 75

永業 女

〔已受〕

〔合應受田……〕

〔未受〕

77

東張諫

西常

79 78

一殿壹畠永業
城東卅里千渠
□捌畠永業
城東卅里千渠
東辛?
東瞿法遊

右に掲げたP・三八七七V籍は、④籍と⑤籍とに断裂し、さらに④籍は二断片に、⑤籍は三断片に切断されている。④籍については、その紙縫背面に“沙州 煙煌縣 慈惠鄉 開元四年籍”という草書体の柱書のあつたこと

が確認できるところから、開元四年に作成された戸籍の断簡とみて誤りないものである。ただし、本籍には、官印捺押の形跡が全く認められず、さらに給田記載(合應受田・已)と曰受田額の細目を地段ごとに詳記した地段記載との田額に差額が生じており、形式上あるいは内容上からいつて、公式の戸籍であるとは認めがたいものである。一方、④籍は、その戸口記載の注記に“開元九年帳後云々”の記事があることから推考して、開元十年の戸籍とみられるものであるが、本籍も前籍と同様に、給田・地段の両田額記載間に差額のあるものがあり、また紙縫部の表裏両面いづれにも柱書および官印捺押の跡が発見されず、さらに四カ所(首部^{46行}・^{6127行})の下部餘白に“統”あるいは“統了”的書入れがあることに注意すべきである。これらとほぼ同形の書入れは、九・十世紀の敦煌写経にしばしばみえるところで、これらの文字は、誤写・脱字などのため補訂が加えられるべき經典に書込まれていることから類推して、本籍のこの書入れも“取り換え”、“書き換え”的処分を意味する“免”的草書体とみて誤りないとおもう。⁽³¹⁾このように考えると、免字の書入れがある④籍にも誤写・脱字の類があるとみなさなければならないであろう。

いま、九・十世紀の敦煌写経中に、免字記号が附記されている事例を分類検討してみると、(1)取り換えるべきもの、ないし補正すべきもので、未だ補正を加えていないもの、(2)取り換えるべきものに補正のための下書きをしたものとの二通りに区別することができる。なお、(1)については、淨書がおわつてから誤写・脱字のあることに気がつき、後で取り換えるべきものとしての“免”字を附記した例(1a)と、淨書の途中、すなわち一紙に書写する所定の行数(二八行)を書きおわらないうちに、誤写・脱字のあることに気がつき、“免”字を附記した例(1b)とがある。1bの例の場合には、一紙の尾部を餘白にしておいて、次紙から改めて書き直しがはじめられたようである。

また、(2)については、最初に取り換えるべきものとしての「免」字を目じるしとして附記しておき、その後補正が完了したことを確認するいみで、『免一紙訖』とか『了』とかの文字を書入れた例⁽³³⁾（2a）と、最初の『免』字だけで取り換えた完工したことを附記しない例（2b）とがある。また、(3)『免』字が附記された紙面は、紙を貼り合せた個所、すなわち紙縫部よりはがされ、取り換えられるのが通例である。⁽³⁴⁾ (3)の例にもとづいて逆推的な見方をすれば、(4)所定の一紙分の単独の写経紙が現に残存していて、その写経に誤写・脱字があつたり、あるいは一紙の尾部が不自然に餘白になつていたりするものがあるとすれば、それらの紙片は、『免』字の書入れが見当らなくとも、取り換え処分となつた紙片である蓋然性は大きい。そうして、(5)これら取り換え処分となつた紙片は、一括して束ねられ、経蔵の一所に保管されたのである。⁽³⁵⁾ なお、(6)取り換え処分となつた紙片は一括して連貼されたり、あるいは、(7)紙背利用のためにそれらの紙片が連貼されることもあつたようである。⁽³⁶⁾

免字記号の附記について、以上のようなケースが考えられるとして、いま、免字が附記されている前掲の⑩籍の記事をしらべてみると、戸主楊義本の戸（以下B戸）の男大絶の年齢が、「壹拾玖歳」を「貳拾歳」に補正され、戸主趙玄義の戸（以下C戸）の未受田額「②一畝」が「卅一畝」に、戸主趙玄表の戸（以下E戸）の已受田額「貳拾伍畝」が「参拾畝」に、口分田額「伍畝」が「十畝」に、地段田額「玖畝」が「拾肆畝」に、「伍畝口分」が「十畝口分」に補正されており、また、戸主曹仁備の戸（以下F戸）の場合は、戸籍にみえる応受田額と本戸の口数に田令規定を適用して算出した応受田額とに差額のあることが発見され、さらに、本戸の地段記載が完全な記載ではなく、末行（76行目）が本戸の給田記載と内容上連接しないばかりか、その書体がくずれており、かつ西・南・北の四至記載も

なく、さらにまた、本紙の末尾が数行にわたつて餘白になつてゐることに気がつくのである。以上のようなケースを、さきに掲げた敦煌写經における兌字記号の附記事例に当てはめてみるとすれば、B戸の場合は(2)の例に、ただし、(2a)か(2b)かは判定しがたい。C戸の場合は(2a)の例に、E戸は(2b)の例に、F戸の場合は(1b)・(2b)の例に当るであろう。そうして、本籍の2—15行に至る一紙は、B戸の記載の一部が補正されたために、また16—76行に至る五紙は、C・E・Fの三戸の記載に補正すべき箇所が生じたために取り換えられたものであると考えられよう。以上のような④籍の残存状態を考えるとき、④籍の場合は、元來、官府に提出された公式の文書ではなく、開元十年籍を淨書する段階において、誤字のあることが発見されて、補正のための下書きをほどこしたうえ、取り換え処分にされたもの、としてとり扱われるべきものであると考えられる。なお、本籍の1—2行間の紙縫は、両行間の記事に断欠があるところから、本籍作成時点における紙縫ではなく、それ以後——おそらく紙背を利するためには貼り合されたものと考えられる。以上のような観点から、④籍の名称を仮りに開元十年籍稿とよぶことにしたのである。④籍と同様に取り換え処分をうけたとおもわれる戸籍断簡は、このほかにも散見される。すなわち、表Iに示した開元年間の①・②・③・④の各籍がそれである。⁽³⁸⁾

また、前掲の開元四年の柱書のある④籍も公式の文書でなかつたことは、本籍には官印捺押の跡が全く発見できないことや、13—14行間・41—42行間・72—73行間の各紙縫を境にして、前後の記載が連続しないことなどから容易に推察される。ただし、本籍が④籍や①・②・③・④の各籍と異なるところは、本籍には兌字記号が見当らないばかりか、補正を加えた跡も発見されず、さらに本籍の紙縫部背面には柱書が加えられていることである。本籍の

場合は、開元四年の戸籍作成時において、給田記載や戸口記載に問題がある戸、すなわち、取り換えられるべき戸籍ばかりを一括貼付し、その紙縫部に草書体の柱書が加えられたものと考えられよう。これを前述の敦煌写経の“兌”字を附記する事例に当てはめてみるとすれば、(1a)――兌”字を附記しながつた――、(3)、(6)の例に該当するであろう。(2)籍について本稿で特に問題になるのは、なぜ取り換え記事が生じたかということである。このことについては次項でされることにする。

いさぎに、(2)・(3)両籍の紙背に抄録された道宣の『大唐内典錄』と両籍との関係について簡単にみておこう。『内典錄』の記事は、(2)籍から(3)籍へと接続しているものと考えて誤りないであろう。このことは、(2)・(3)両籍が本經を抄写する際して貼付されたことを明瞭に示すものである。したがつて、戸籍の作成年次にかかわりなく、(3)籍(開元四年)の前に(2)籍(開元十年)が貼付されているのである。なお、開元初期(開元七年など)のものと推定される(4)籍(表1)の紙背にも『内典錄』が抄録されているので、この仏典と(2)・(3)両籍紙背の『内典錄』との接続関係をしらべてみると、これら三つの『内典錄』断簡は、(3)籍尾部紙背より(4)籍を経て(2)籍の各尾部紙背へと連続していくこと――現存断簡についていえば、接続部分に――が明らかになる。このことは、上記三戸籍が(2)籍・(3)籍・(4)籍の順に貼付されていていたことを証すことになろう。また、(2)籍の前には(1)籍が連貼されていたことが池田温氏によつて明らかにされている。⁽³⁹⁾なお、上記(2)・(3)・(4)籍背面の『内典錄』の書写年代は、文中の世字を欠画にしていることや筆法などから判断して、七二一年(開元)以後八世紀中葉以前(吐蕃が敦煌を占領した七八七年以前)のことと考えられる。なお、(4)籍背面の尾部には「大唐内典錄单本一切經序」の首文(行)が書写されているが、この經典は現行本(五巻所収の大正新修大藏經第五)には収められて

いよいよである。ここで注目しておきたいのは、⑤籍背面に記された仏典にも世字が欠画されており、さらに本仏典と⑥籍背面の仏典との書体が極めて類似していることである。このことは、本仏典の書写年代が前記の④・⑦・⑧・⑨籍背面の『内典錄』を抄録した時期と同時期であった蓋然性を強めることになるであろう。そうして、⑤籍もまた、『内典錄』が抄録されるに際して、他の戸籍と同様に貼付されていたことを物語るものである。ただし、⑥籍背面の仏典が『内典錄』に含まれていたものかどうかは、未だ明らかにしがたく、後考に俟ちたい。

(2) 両文書の給田記載

現存唐代戸籍にみえる各戸の給田記載形式には、一定の原則があり、かつ、それは均田法の条文にもどりいて記載されていることは周知のとおりである。ただし、敦煌戸籍にみえる已受田額が果して田令規定に従つて実施した収授の実情を示すものであるかどうかについては、両論が相対立し、今なお問題が残されていることもよく知られているところである。すなわち、戸籍に記された已受田額のほとんどすべてが合應受田額に比して僅少である現象を詳細に検討した結果、已受田額が、規定の応受永業田額より多い場合には、必ず規定どおりの永業田を有し、その餘りは口分田として登載されており、これに対しても、已受田額が、規定の応受永業田額より少ない場合には、そのすべてが永業田として登載され、口分田として登載されることはない。このような現象は、農民が彼らの既存の私有田土を均田法の条文に照して、永業田を基礎とし永業・口分にわりふつたにすぎず、そこには王朝権力によつて田土の収授をおこなつた実績、ないしはその意志が見出せないとする見解（鈴木説）と、已受田額は合應受田額に

比して僅少であるにしても吐魯番において田土の収授がおこなわれていたことが明らかである以上、敦煌戸籍の四至記載に、戸籍に登載されない“自田”がみえたり、死亡者・逃亡者あるいは前戸主の名がみえたりして、四至記載が現状を示していないこと自体は、敦煌でも吐魯番と同様の手続きによつて、収授がおこなわれていたことを示すものであるとする見解（西嶋説）⁽⁴⁰⁾がある。唐代の敦煌において、均田法を原則とする田土の収授が實際におこなわれていたとすれば、必ずしも法規通りには収授がおこなわれなかつたとしても、戸籍にみえる給田記載は、唐令に準拠した給田の実現態様を示していたことになるであろう。もしそうであるならば、給田の実態を最もよく伝えているはずの已受田額や地段田額の記載を通じて、現実にはどのような均田法的田土収授の原則があつたかが、明確にされなければならないであろう。そこでつぎに、この問題を究明する基礎的作業の一環として、戸籍にみえる給田記載が田令に照して確かに矛盾しているとおもわれる敦煌戸籍、とくに、その中でも問題が多いとおもわれる開元四年・同十年籍稿の給田記載（注表IV）について一試算を加えてみたいとおもう。

表IV

		戸籍		戸主		田地		未額受		永業田		口分田		居住園宅地		備考		
		不明	不明	田地	應額受	田地	已額受	田地	未額受	規定期定	已受	田地	口分田	規定期定	已受	田地	居住園宅地	備考
不 明	五 一		一 五 一畝															
	二 六		三 七 ?畝															
	二 五		一 一 四 畝															
	一 〇		二 〇 畝															
	一 〇		二 〇 畝															
	三 〇		一 三 〇 畝															
	六		一 六 畝															
	一		一 畝															
	○	あり	一 畝	田土記載に問題														
	あり	田土記載に問題																

P 三八七七V		P 三八七七V		P 三八七七V		P 三八七七V		P 三八七七V		P 三八七七V		P 三八七七V	
④開元四年籍稿		④開元十年籍稿		④開元十年籍稿		④開元十年籍稿		④開元十年籍稿		④開元十年籍稿		④開元十年籍稿	
曹仁備	趙玄表	杜客生	余善意	楊法子	董思助	三三一	二八	一〇三	一一〇	一一〇	一一〇	○	田土記載に問題あり
三一八二?	一〇一	一〇一	一六一?	一〇一	一三一	二八	三九	六二	二〇	一〇	一〇	○	戸口・田土記載に問題あり
六三三一九?	二〇?	四〇(一六一)	二八	二〇	一〇	一三三	?九	六二	一〇	一〇	一〇	○	戸口・田土記載に問題あり
四〇	七六?	四〇	四〇	四〇	一〇	一六〇	一六〇	一六〇	一〇	一〇	一〇	○	戸口・田土記載に問題あり
四〇	四〇	三九	三九	三九	一九	一六〇	一六〇	一六〇	一〇	一〇	一〇	○	戸口・田土記載に問題あり
一六〇	八〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	八〇	八〇	八〇	一〇	一〇	一〇	○	戸口・田土記載に問題あり
二三	一〇	○	○	○	○	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	○	戸口・田土記載に問題あり
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	○	戸口・田土記載に問題あり
一	○	田土記載に問題あり	田土記載に問題あり	田土記載に問題あり	田土記載に問題あり	戸口・田土記載に問題あり	戸口・田土記載に問題あり	戸口・田土記載に問題あり	戸口・田土記載に問題あり	戸口・田土記載に問題あり	戸口・田土記載に問題あり	○	戸口・田土記載に問題あり
額應受田・未受田	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	○	戸口・田土記載に問題あり

右表中、まず、開元十年籍稿（以下⁽⁶⁾籍）の戸主趙玄表・戸主曹仁備の二戸の給田記載について検討してみよう。

戸主趙玄表の戸(44行—54行)の口数は戸主白丁「一、丁妻」、中女「一」の計三人で、唐の田令規定(開元二十五年令、『唐令拾遺』六〇一六二、一頁参照)を適用して口数による計算をすれば、その給田額は

一〇〇畝（戸主白丁永業田一〇畝十同口分田八〇畝）一畝（良口三人居住園宅地）＝計一〇一畝

となる。一方、本戸の給田記載には原六字（49行・51行・54行）が薄墨のようなもので抹消され、その右傍に訂正字が附加されていることに気がつく。そこでいま、原字を基礎とした本戸の給田内容（A）と、訂正字を基礎とした給田内容（B）とを抽出してみると

(A) 巳受田二五畝 (永業田一〇畝+口分田五畝)+未受田七六畝=合應受田一〇一畝

(B) 巳受田三〇畝 (永業田一〇畝+口分田一〇畝)+未受田七一畝=合應受田一〇一畝

となる。右の計算のうち、(B)に?印を付した二字(「二」の二字)に疑問が残るけれども、(A)・(B)がともに田令規定にもとづいて計算されていることは疑いない。そこで、本戸の給田記載が(A)から(B)へと補正された経緯を推考してみると、おそらく本戸の地段記載末行(54行)の「一段玖畝四畝永業」のうち、「五畝口分」とあるのが、ある事由(前籍帳の誤記あるいは転賣・譲渡・給田など)によつて「十畝口分」に書き改められたために、「一段玖畝」が「一段拾肆畝」に補正され、さらに「貳拾伍畝巳受」が「?参拾畝巳受」に、「七十六畝未受」が「七十一畝未受」に訂正されたことになつたと考えられる。なお、本籍の下部餘白(46行)に、取り換えるべきもの、ないし補訂すべきものとしての「免」字が附記されたのは、上述のような誤写が本籍にあつたからであろう。そうして、本籍の場合は、実際に補正のための下書きがおこなわれているのである。ただ、ここで注意しなければならないのは、補正された「参拾畝巳受」の参の字もまた薄墨のようなもので抹消した跡が認められ、さらに「七十六畝未受」の六の字に二度にわたり補訂が加えられており、最初の訂正字は判読困難であるけれども、次の訂正字は原字と同じく、「六」にしていることである。「参拾畝巳受」の参の字が再び消されたのは、未受田記載が一度目の訂正によって再び七十六畝と記されたことにその原因を求めるができるであろうが、なぜ、七十六畝の「六」字を一度消しておきながら、再び原字に書き改めねばならなかつたかを明らかにすることは困難である。ただし、地段田額および口分田額が再び訂正されることなく、ともに十畝であるのが正しいとすれば、未受田額の最初の訂正字を「一」と判読する

ことによつて、已受田額はやはり“参拾畝”であつたと推測することができるであらう。もし、以上のような推測が許されるとして、さらに明らかにされなければならないのは、なぜ、(A)から(B)へと給田額に差額が生じたかということである。このような現象は、造籍過程における単なる誤写訂正に起因するものではなく、開元十年籍を淨書する過程において、前籍帳の給田記載をそのまま掲載していたのが、本籍を作成するにあたつて已受田額に差額のあることが判明したために、(B)の如くに補訂されたことを示すものではなかろうかとおもわれる。⁽⁴²⁾

つぎに、戸主曹仁備の戸について検討してみよう。本戸の口数(55行—60行)をみると、衛士上柱国一、職資妻一、上柱国子一、丁妻一、小男一、中女一の計六人で、この戸の給田内容は

已受田六三畝(永業田四〇畝+口分田二二畝+居住園宅地一畝)+未受田三一一九畝=合応受田三一八二畝
と記され、一方、唐の田令規定を適用して口数による計算をすれば

$$110000\text{畝}(\text{上柱国敷田}) + 100\text{畝}(\text{戸主上柱国永業田}) = 100\text{畝}(\text{上柱国子丁男永業田}) \\ + 100\text{畝}(\text{同口分田八〇畝}) + 1\text{畝}(\text{良口六人居住園宅地}) = 111011\text{畝}$$

となる。右の計算によると、戸籍にみえる応受田額と田令規定を適用して計算した応受田額との間には二〇畝の差額が生じているが、右の口数に誤りがないとすれば、本戸の応受田額は、田令規定に従つてこれを三一一〇一畝に、未受田額は三一三九畝に改めねばならないであらう。なお、地段総額は永業田四〇畝+口分田二二二畝=計六二二畝であるのに對し、已受田額が六三畝と記されているのは、地段記載の最後に書かれるべき居住園宅地一畝の記事が一行脱落していることに起因するであらう。⁽⁴³⁾

つぎに、開元四年籍稿籍表IV④の六戸について検討してみよう。六戸のうち、五戸は口受田額と地段田額の総計と

の間に差額があり、あとの一戸は戸口記載と給田記載との間に問題がある。前五戸の差額については、給田・地段の両記載のうちいずれかに、畠額計算上の誤りや単純な誤写あるいは記事の脱落などがあるために生じたのではないか、との見方ができるかも知れない。しかし、ここで問題にする五戸の給田および地段記載を検索した限りにおいては、そのような徵証はみられない。そこで、原因はむしろ他にあるのではないかと考えられる。まずははじめに、戸主不明の戸（1行—8行）の口受田額と地段総額とを比較検討することにしよう。この戸の給田内容をみると、口受田三七畠十未受田一一四畠＝合応受田一五一畠

となり、このうちの口受田額三七畠の細目は、永業田二〇畠、口分田一六畠、居住園宅地一畠となつてゐる。一方、口受田の詳細を示す地段記載によると、永業田二〇畠+口分田七畠+居住園宅地一畠＝計二八畠となり、ここに当然合致すべき口受田額は、後者において九畠の減額を示してゐる。ここに生じた九畠の差額について容易に考へうることは、地段記載の側に（九畠分に当る）脱落記事があることである。しかし、本戸に限らず次に述べる三戸（戸主不明・戸主余嘗意）についても、そのような差額のあらわれていることを考えるとき、この九畠分の減額をもつて一概に地段記載の脱落であると断定すれば、他の三戸の地段記載にも脱落があるとしなければならないこととなり、いさざか不自然である。ここに推測の餘地が許されるとすれば、上記戸主不明の戸の口受田額三七畠は、本籍が作成される以前の本戸の給田内容を示し、地段田額の総計である二八畠は、開元四年の造籍が行なわれた時点における本戸の口受田の所有状況を示すものではあるまいかとおもわれるるのである。

つぎの戸主不明の戸(24行)について検討してみよう。本戸の給田記載(17行—24行)は

已受田二六畝(永業田一〇畝+口分田六畝)+未受田二五畝=合応受田五一畝

とあり、已受田額およびその細目を示す田額はともに二六畝であるのに対し、地段田額の総計は一七畝(永業田のみ)となり、後者において永業田三畝、口分田六畝、計九畝が不足している。ここに生じた九畝の差額をどのように理解すればよいのであろうか。以下に検討してみたい。本戸の地段記載の第一行目(21行)に

一段伍畝永業 城東廿里千渠 東董助 西自田 南陰思隱 北渠

とあり、その中にみえる董助^{キヨシ}は、戸主董思助(25行)と同一人であるとみて誤りなれば、のちに論ずるようにな、董思助が戸主になつたのは開元二年の計帳作成後、開元三—四年の間と考えられるから、彼の名を含むこの開元四年籍稿の本戸の地段記載は開元三—四年の現状を示すものと考えてよい。本戸の戸主は、本籍に断欠があるために不明であるが、残存の戸口記載に

(14) 母王年参拾陸歳 寡 開元二年帳後死

(15) 姉思言年壹拾陸歳 中女 開元二年帳後死

(16) 姑客娘年貳拾歳 中女

とあり、さらに“合応受田伍拾壹畝”とあることから推考すると、開元二年の計帳作成後における当戸の戸主は、おそらく一六歳未満の男子(はあるべ)で、その口数は、中女(姑客娘)一人を加えて計二人であり、唐の田令規定を適用して口数による計算をすると、その給田額は

五〇畝（戸主一六歳未満の男子）〔あるいは女子〕永業田一〇畝+同口分田三〇畝)+一畝(良口)一人居住園宅地)=合応受田五一畝となり、右の計算による応受田五一畝と本籍にみえる応受田額（五一畝、19行）とが一致する。このことは、本籍にみえる応受田額が開元二年帳後、開元三—四年に至る本戸の応受田額であることをも示すものである。ただし、已受田額二六畝が地段総額（一七畝）と合致すべきであるのに一致しないのは、前述の戸主不明の戸の已受田額についての解釈と同様に、本籍においても開元四年以前の本戸の已受田額（二六畝）をそのまま本籍に伝え、補訂が加えられていないからではなかろうかと解される。

つきの戸主楊法子の戸の給田内容（46行—51行）については

$$\text{已受田三九畝} (\text{永業田一〇畝} + \text{口分田一九畝}) + \text{未受田六一一畝} = \text{合応受田一〇一畝}$$

とあり、已受田額およびその細目田額（永業田・口分田）の総額はともに三九畝である。しかし、地段総額は二六畝（永業田一〇畝+口分田六畝）となり、後者において一三畝（口分田）の減額を示している。また、戸主余善意の戸の給田内容（58行—64行）については

$$\text{已受田一八畝} (\text{永業田一〇畝} + \text{口分田七畝} + \text{居住園宅地一畝}) + \text{未受田一三三畝} = \text{合応受田一六一畝}$$

となり、已受田額およびその細目田額（永業田・口分田）はともに一八畝であるのに対し、地段総額は一〇畝（永業田九畝）となり、後者において一八畝（永業田一一畝・口分田七畝）の減額である。以上、戸主楊法子・戸主余善意の両戸については、なお給田記載と、口数に田令規定を適用して計算した給田額との間に問題が残る。⁽⁴⁾それはさておき、右の両戸の已受田額に対する地段田額の減少という現象を前述の戸主不明の一戸の場合のように、地段田額記載は開元四

年の田土所有現況を示し、一方、已受田記載はそれ以前の籍帳を参照して、現口数にもとづいて計算した結果生じたものであると考えるには、なお吟味すべき餘地が多く残されているが、本籍には後述する戸主杜客生の戸の場合の如く、開元四年より以前の給田記載（已受田記載）を伝えたものも含まれていることからして、これら両戸の已受田記載にしても、開元四年以前のものを登載した蓋然性は十分考えられるとおもう。

つぎに、戸主董思助の戸について検討してみよう。本戸の給田記載（29行—40行）には

$$\text{已受田二一八畝} \text{ (永業田) } 10\text{畝} + \text{口分田八畝} + \text{未受田} 10\text{三畝} = \text{合応受田} 131\text{畝}$$

とある。これによると、已受田額は二八畝（永業田二〇畝）であるのに対し、地段総額（33行—40行）は四五畝（永業田二〇畝・口分田二五畝）となり、後者において一七畝の増額を示している。かかる現象は、前記四戸の如く、已受田額に対して地段田額が減少しているのとは逆の状況を示すものである。それでは、このような已受田額と地段総額との差異をどのように解釈すればよいのであらうか。本戸の口数をみると、戸主白丁残疾一、寡一の計一人である。そこで、唐の田令規定を適用して口数による計算をすれば、その給田額は

$$100\text{畝} \text{ (戸主白丁永業田) } 10\text{畝} + \text{同口分田} 80\text{畝} + 1\text{畝} \text{ (良口一人居住園宅地)} = \text{計} 131\text{畝}$$

となり、口数にもとづいて計算した総田額と、給田記載にみえる応受田額（一畝）とは一致する。また、本戸の戸口記載と給田記載とは、本籍の戸口注記（25行・26行）に、"開元二年帳後云々" とあることから推して、開元三—四年の状態を示していると考えてよい。一方、已受田額と当然合致しなければならないはずの地段総額との間に差額があるのは、何を示しているのであらうか。本戸の戸口記載をみると、戸主董思助の父、廻通の注記（26行）に"開

元二年帳後死”とあり、さらに戸主の母、張は“寡”と記されている。これによると董思助が父に代つて戸主になつたのは、開元二年帳後、開元三—四年の間のことになる。いま董廻通が戸主であつた当時の口数(25行—27行)を推定すると、戸主老男一、老妻一、中男一の計三人となり、唐の田令規定を適用して口数による計算をすると

$$\begin{aligned} \text{五〇畝 (戸主老男永業田一〇畝 + 同口分田三〇畝)} &+ 100\text{畝 (中男永業田一〇畝 + 同口分田八〇畝)} + 1\text{畝 (良口三人居住園宅地)} = \text{計一五一畝} \end{aligned}$$

となる。さらに、右の田令規定による計算と戸籍にみえる地段田額(四五畝)とを基礎にして、かつての董廻通の戸の給田内容を逆算すると

$$\text{已受田四五畝 (永業田四〇畝 + 口分田五畝)} + \text{未受田一〇六畝} = \text{合応受田一五一畝}$$

となり、そのうちの永業田四〇畝は、戸主董廻通とその子の思助との永業田額であつたことになる。先述した如く、董廻通は開元二年に計帳が作成された後に死亡し、それに代つて子の董思助が戸主になつたと考えられるが、その際、「先永業者、通充^{シナツ}口分之數」(通典卷二、田制下。この規定)⁽⁴⁵⁾といふ規定によつて、父の永業田一〇畝はその子思助の口分田として受け継がれたであろう。そうして、開元三年に計帳が作成されるに際して戸主董思助の已受田額は、四五畝(永業田一〇畝・口分田五畝)と記されていたにちがいがない。それが開元四年の造籍において二八畝(30行)となつているのは、開元三—四年の間に口分田一七畝が董思助の所有田地ではなくつていたことを示すものである。一方、地段田額記載の総額が四五畝(永業田一〇畝・口分田五畝)であるのは、上述した事情を考慮しないで開元三年の戸主董思助の所有田土をそのまま已受田額として書写したことによる起因すると考えられる。

さて、④籍の問題戸について上述したところを要約すれば、左表の如くなる。

表V

(イ) 余 善 行 意	(乙) 楊 法 行	(ウ) 董 思 行 助	(ア) 不 明	(ア) 不 明	戸 主
孫丁自主 妻丁老男	計戸主 計女男衛士	母父戸主 寡老死疾	姑婦母戸主 中中裏小男(女)	そ丁戸主 中中裏小男(女) 他(主老男)或は 男疾	戸口構成 開元四年
三人———	四人———	二人———	二人———	三人———	
課 戸	不 課 戸	課 戸	不 課 戸	課 戸	不課戸 戸
一 六 五 九	一〇一	三二	五一	一五 一畝	応受田
二 八	三九	四五	二六	三七 畝	A 総已 額受 前籍帳曰受田
二 〇	二〇	(一)四 (一)〇〇カ	二〇	二〇 畝	永業
七	一九	(一)五 五カ	六	一六 畝	口分 園宅地
一	〇	〇	〇	一畝	
一 〇	二六	二八	一七	二八 畝	B 総已 額受 開元四年已受田
九	二〇	二〇	一七	二〇 畝	永業
〇	六	八	〇	七畝	口分 園宅地
一	〇	〇	〇	一畝	(A-B) $\frac{100 \times (B-A)}{A}$ 開元四年次の減額
一 八 (64.2%)	三 (33.3%)	七 (37.7%)	九 (34.6%)	九畝 (24.3%)	永業
一 一	〇	〇	三	〇 畝	口分
七	一三	一七	六	九畝	

右に掲げた各戸の已受田額についてみると、已受田額はAからBへといずれも著しく減少（平均三八%減額）していることには気が付くであろう。このような現象を如何に把握すればよいのであろうか。もし王朝権力によつてこれら五戸の已受田の差額分を還公させたものとすれば、それらの還公せる田額に——特に口数および丁中制におけるれば——還公をおこなつた結果を示す何らかの共通する原則が見出され得しかるべきはずである。しかるに、各戸に生じた差額分には、唐令に従つて還公したとみられる客観的要因（原則）は見出せないばかりか、右表①の戸主不明の戸や②余善意戸の例にみられる如く、開元四年籍において已受口分田が全く失なわれ、さらに還公の対象とならないはずの永業田すら大幅に減少しているのである。かかる傾向は、六年後の開元十年籍においてその已受永業田が一一畝（前掲③籍）、一四畝（同④籍）、一〇畝（同⑤籍注⑥王万寿参照）と記載されてゐることと密接な関係にあるとおもわれる。なお、ここでさらに留意すべきことは、一戸の已受田額が一丁当りの所定の永業田額（二〇畝）にも満たない事例は、現存の唐代戸籍中、この時期（開元四年—開元十年代）の戸籍を除いて殆んどみられないことである。上記の現象は、開元四年から同十年代の敦煌において、均田法令に準拠した田土の収授が施行されていたという解釈に対し、否定的な事例を示すものであれ、それを肯定する材料とはならないであろう。⁽⁵⁶⁾ そうして、ここに推考することが許されるならば、上記の現象は、当然、開元四年—同十年代の敦煌において口分田や永業田が還公された結果生じたものではなく、むしろ一定の社会的条件によつて、制度上の収授とは別に、田土所有の上で特殊な私的変動が生じた結果を示すものであろう。

最後に、①籍の中でも極めて難解な戸主杜客生の戸（65行—72行）について検討しよう。まず第一の疑問点として抽出されるのは、戸主杜客生自身に関する注記に“聖曆一年（六九九）七月没落”とあり、さらにその男是是に關す

る注記にも“景雲元年（七一〇）全戸逃走”とありながら、その給田記載は

已受田四〇畝（永業田三九畝+居住園宅地一畝）+「未受田一六一畝」=合應受田一〇一畝

とあつて、戸主杜客生や男是是に対する応受永業田四〇畝がほぼ完全に支給されていることである。第一点は、本戸の景雲元年以前の口数は、戸主衛士（聖曆二年^{七月没落}）一、衛士妻一、白丁一、中女一の計四人で、唐の田令規定を適用して口数による計算をすれば、その給田額は

一〇〇畝（戸主衛士永業田一〇畝+同口分田八〇畝）+一〇〇畝（白丁永業田一〇畝+同口分田八〇畝）+一一畝（良口四人居住園宅地）=計二一〇一畝

となる。しかしながら、本戸の応受田額は二〇一畝と記され、ここでは田令規定に従つた居住園宅地⁽²⁾が一畝に計算されていることが問題になる。

さて、第一の疑問については、本戸の戸口および給田記載は、その注記（67行）にある如く、景雲元年に全戸が逃走せる以前の本籍をそのまま開元四年の造籍に際して登載していると考えれば解釈がつくであろう。一たび全戸が逃走あるいは没落した場合、次の造籍においてその戸は除籍されることなく、少なくとも、数年間以上、長くて四十年餘りもの間、戸籍に附されていたことは、他の事例からも明らかにできる。⁽⁴⁾ 本戸の場合もその例に相当すると考えれば、本戸の給田記載は、開元四年の実情を伝えたものではなく、おそらくとも六年前（景雲元年）の給田内容を示すことにならう。ただし、戸口記載もまた前籍帳のそれをそのまま伝えているであろうか。公課を負担すべき、いわゆる課戸が、十数年前に逃走あるいは没落していたとしても、それらの戸を除籍することなく、課戸として登載

している事実〔註4〕を考えるとき、本籍の戸口記載は、前籍帳のそれをそのまま伝えたものではなく、開元四年の造籍時点を基準として書き改められたであろうとおもわれる。なお、ここで留意すべきことは、戸主杜客生が聖暦一〇九〇年七月に没落しておりながら、それから十一年後の景雲元年(七一〇)になつても、かれ自身の受田分として永業田一〇(?)畝が認められていることである。次の第一の疑問点として掲げた居住園宅地の計算に関する問題については、項を改めて考究してみたい。

(3) 敦煌戸籍の居住園宅規定

すでに述べた如く、戸主杜客生の戸のまさに受けるべき居住園宅地(老地と略す)と開元二十五年令によつて計算した園宅地(畝)とには一畝の差額が生じているが、これと類似の矛盾は先述の戸主楊法子の戸(表V・〔註5〕参照)についてもいえることである。すなわち、楊法子戸の口数は、戸主衛士一、衛士妻一、小男一、小女一の計四人で、唐の田令規定を適用して口数による計算をすれば、その給田額は

$$100\text{畝}(\text{戸主衛士永業田}10\text{畝} + \text{同口分田八}0\text{畝}) + 1\text{畝}(\text{良口四人居住園宅地}) = \text{計}101\text{畝}$$

となる。この計算によると、本戸の合應受田は101畝と記されねばならないのに、本籍には101畝と書かれ、ここに一畝の差額が生じている。この差額を如何に解すればよいであろうか。玉井是博氏は、天宝六載籍(表I・〔註6〕)にみえる戸主程思楚の戸の応受園宅地(畝)と、田令規定に従つて算出した園宅地(畝)との間に生じた一畝の差額について、本戸の口数一七人のうち、衛士と注記のある戸主程思楚、およびその弟思忠の二人は、おそらく上番していた

ために園宅地規定の口数には数えられず、本戸の場合は、口数一五人に対する五畝の応受園宅地が記されているのではないか、という趣旨の卓見を発表している。⁽⁴⁸⁾これを換言すれば、本戸の園宅地は、上番している者を除いた口数に開元七年・同二十五年の両令に収められた園宅地規定（『唐令拾遺』）を適用して算出したことになる。右の玉井氏の推論を借りれば、開元四年籍稿にみえる戸主杜客生（^{口數}四人）、および戸主楊法子（^{口數}四人）の一戸にもそれぞれ衛士が一人ずつ登載されているので、おそらく彼らは上番していたため、残りの三人に対する応受園宅地一畝が算出されたことになるであろう。

ここで問題になるのは、良口一一三人までに一畝、一人以上三人増すことにさらに一畝を加える開元七年・同二十五年の両令の規定と同様の園宅地規定が、はたして景雲元年あるいは聖暦三年の杜客生戸の造籍（^{兩年次に造籍がないが、唐令に能えば造籍が}あつたことになる）に際して適用されたかどうかということである。良口三人に一畝の園宅地を与える規定は、北魏の均田法令にみえ、唐はそれをうけた隋の園宅地規定を踏襲したようである。しかし、この規定が武徳七年令に含まれていたかどうかは、今日明らかでなく、われわれが実際に知りうるのは開元七年・同二十五年の両令に収められている園宅地規定によつてである。山本達郎氏は、表Iに掲げた開元十年籍稿（^籍）にみえる戸主郭玄昉の戸を分析された中で、本戸の給田記載にみえる応受田額（^計一〇一畝）と、本戸の口数に田令規定を適用して計算したもの〔計〕 \bigtriangleup 三畝＝一〇〇畝（戸主白丁永業田二〇畝十同口分田八〇畝）+一〇〇畝（衛士永業田二〇畝十同口分田八〇畝）+三畝（良口八人居住園宅地）との間に生じた一畝の差額について、開元二十五年令に見える良口三人までに対して園宅地一畝ずつを与える規定は、あるいは開元十年の頃はまだおこなわれていなかつたのではないかといわれ、さらに当戸の園

宅地は白丁たる戸主と二三歳の衛士との二人に一畝を加えたらしと推測され、本戸の給田記載にみえる応受田額二〇一畝の記載が正しいとみておられるようである。⁽⁴⁹⁾しかし、前掲の開元十年籍稿⁽⁵⁰⁾にみえる戸主趙玄義（20行34行）・戸主曹仁備（55行—76行）および戸主不明（2行—9行）の三戸について、給田記載（A）と開元二十五年の田令規定を適用した口数にもとづく計算（B）とを比べてみると

戸主趙玄義の戸、口数六人（＝戸主老男一、老男妻一、黃男一、中女一、黃女一）

(A) 已受田一一畝（永業田一畝）+未受田四一畝＝合応受田五一畝

(B) 五〇畝（戸主老男永業田一〇畝+同口分田三〇畝）+一畝（良口六人居住園宅地）＝計五一畝

戸主曹仁備の戸、口数六人（＝前記六九頁参照）

(A) 合応受田三一八二畝（前記参照）

(B) 計三一〇二畝（前記参照）

戸主不明の戸、口数四一六人か（本文欠文）

(A) 已受田四四畝（永業田一〇畝+口分田一三畝+居住園宅地一畝）+未受田一一八畝＝合応受田一六二畝

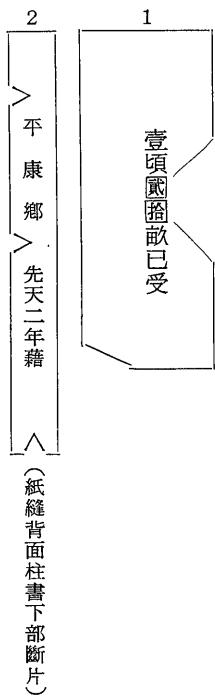
(B) （推計）一〇〇畝（戸主丁男あるいは中男永業田一〇畝+同口分田八〇畝）+六〇畝（寡一人口分田）+二畝（良口四一人居住園宅地）＝計一六二畝

となり、右の趙玄義戸の応受田額五一畝は、開元二十五年の田令規定を適用した口数にもとづく計算と合致しており、そのうちの一畝は良口六人に対する園宅地とみることができる。次の曹仁備戸の応受田三一八二畝について

は、前述において三二〇二畝の誤写であろうと推定しておいた(本文六)が、いずれの田額が正しいとしても、二畝という数字は共通しており、この二畝は、やはり良口六人に対する園宅地とみるのが穩当であろう。次の戸主不明の戸についても、應受田額一六二畝のうちの二畝が問題で、この戸の戸口構成は、文書に欠損があるために明らかにしがたいが、本戸の給田記載に開元二十五年の田令を適用してその戸口構成を推定してみると、受田資格者は、少なくとも戸主丁男あるいは中男のいずれか一人と寡一人の計三人になる。しかし、この三人に園宅地二畝を与える事由がないことからすれば、本戸の口数は、さらに一一三人を加えた四一六人であつたとおもわれる。

以上に述べた三戸に関する考察に誤りなければ、良口三人までに一畝ずつ与える園宅地の規定は、開元二十五年令以前、すなわち開元十年の造籍においてすでに実施されていたことになるであろう。そうして、山本達郎氏によつて指摘された開元十年籍稿にみえる郭玄昉戸の給田記載には、誤写あるいは年次の異なる記載が含まれているとしなければならなくなるであろう。

つぎに、開元十年籍よりもさらに十年さかのぼる先天二年(七二三)籍の関係記事を左に示し、さらに検討してみよう。⁽⁵³⁾



82

			3
16	15	4	(沙州之印)
戶主王行智年捌拾陸歲	老男輕車都尉下中戶	二頃七十畝未受	(敦煌縣之印)
一段貳畝居住園宅	課戶見輸	西自田 南渠	(敦煌縣之印)
		北自田	(敦煌縣之印)
1 一段柒畝永業	城北七里八尺渠 東渠	西舍 南道	北園
2 一段壹畝永業	城北七里八尺渠 東自田	南道	北園
3 一段壹畝永業	城北七里八尺渠 東自田	西舍	北園
4 一段壹畝永業	城北七里八尺渠 東自田	南道	北園
5 一段壹畝永業	城北七里八尺渠 東自田	西舍	北園
6 一段壹畝永業	城北七里八尺渠 東自田	西舍	北園
7 一段壹拾畝永業	城北七里八尺渠 東自田	西行智	北開奴
8 一段玖畝永業	城北七里八尺渠 東自田	南智衡	北開奴
9 一段壹畝永業	城北七里八尺渠 東渠	西道	北王方
10 一段參畝永業	城北七里八尺渠 東渠	南自田	北王方
11 一段玖畝永業	城西七里塞門渠 東渠	西自田	北白駒
12 一段貳拾畝	城西七里宜秋西支渠 東渠 西岸	南渠	北荒
13 一段柒畝口分	城北四里西支渠 東舍	南道	北暮田
14 一段柒畝口分	城西五里西支渠 東文剛	南澤	北官田
		北道	
			(紙縫、背面に官印あり)
			(紙縫、背面に官印あり)

右の記載中、ここで問題になるのは、3—15行間の記事である。ここには、戸口記載や永業田・口分田・合応受

田を示す田額記載が欠けているが、未受田額と已受田額の細目を示す地段記載とが残存しているので、唐の田令規定を適用することによつて断欠記事の一部を復原することが可能である。すなわち、地段記載にみえる永業田額は六〇畝、口分田額は一二畝、園宅地は一畝であるので、これらを総計したものである本戸の已受田額は七四畝となる。この已受田額と残存の未受田額二七〇畝（3行）とを基礎にして、本戸の給田内容を推計してみると

$$\text{已受田七四畝} (\text{永業田六〇畝} + \text{口分田一二畝} + \text{居住園宅地一畝}) + \text{未受田二七〇畝} = \text{合応受田三四四畝}$$

となり、この戸の応受田額は三四四畝であつたことになる。では、応受田額三四四畝は如何なる給田規定によつて算出されたのであらうか。右の応受田額と開元二十五年の田令規定とを適用して口数による計算を試みるに

$$\begin{aligned} & \text{三〇〇畝} (\text{戸主を含む丁・中男三人永業田六〇畝} \cdot \text{同口分田一四〇畝}) + \text{四〇畝} (\text{老男・篤疾・廢疾の } \frac{1}{2} \text{ 人口分田}) + \text{四畝} (\text{良口一〇人一一人}) \\ & \text{人居園宅地} = \text{計三四四畝} \end{aligned}$$

となる。そして応受田額三四四畝のうちの四畝については、良口一〇人から一一人に対して給授されるべき園宅地として算出されたもので、それが実際には一畝（15行）しか所有していなかつたとみることができる。以上のように考へると、開元七年・同二十五年の両令にみられる園宅地の規定は、先天二年（七一三）の造籍においてすでに適用されていたことになる。さらに、先述した如く、杜客生戸の給田記載が景雲元年以前の給田内容を示しているものと考へて差支えなければ、現存の唐代敦煌戸籍において、開元七年・同二十五年の両令にみられる園宅地規定の適用時期はおそらくとも景雲元年（七一〇）にまでさかのぼりうことになるであろう。

四、おわりに

以上、敦煌における均田法施行の実態を究明する上で素材となるべき、現存唐代戸籍の記載形式上の特徴を整理し、さらに、敦煌戸籍の給田記載中、とくに田令に照らして問題が多い開元四年・同十年籍稿(擬)の給田記載について、不十分ながらも外見的な考察をえたつもりである。以下、とくに注目したい点を整理しておこう。

一、(1)唐代の戸籍は、所管の州司の監督下に県司によつて郷ごとに作成され、その戸籍の紙縫部には「某州(郡)某県某郷某年籍」という柱書を加え、州名には州印を、県名以下の柱書には県印を捺押することになつてゐた。
これらの規定は、今日、開元十八年(七三〇)の勅文によつてはじめてその内容を知りうるのであるが、現存の唐代戸籍を検索したところ、これらの規定は、敦煌の大足元年(七〇一)籍にすでに適用されており、また、さらに遡つて西魏の大統十三年(五四七)のものと比定されている計帳A種文書の紙縫部にもその痕跡を認めることができる。このことは、上記の規定が開元十八年にはじめて臨時の規則として制定されたことを意味するものではなく、単に反復確認されたものと考えられ(本文上「一三貢未行」)、隋の律令を踏襲した唐初(武德七年)より、永続的・普遍的な、いわゆる「令」就中、その戸令の中にすでに収められていた蓋然性を強めるものである。(2)今日、開元二十五年令として伝わる諸条規の中には、それ以前の律令に規定されていたとみて差支えないものが存在する。例えば、開元二十五年の田令に収められた給田に関する諸条規のうち、本稿で問題にした園宅地支給に関する条規や前戸主の永業田を口分田として継承することに関する条規(「先永業者通^{ハシテ}充^ミ口分之數」)などは、唐初の律令に収められていたのでは

なかろうかとおもわれる。しかし、(3)右の戸令や田令にみられる一部の事例をもつて、およそ唐令の成立の一一般的特徴を示すものと考えることは、極めて危険であることの事例を示そう。すなわち、開元七年令にみえる、戸を九等に分けること（九等戸制）、所定の年次（酉の年）に戸等を定めて（中年定戸）、その翌年（丑辰未の年）に戸籍を造り（季年造籍）、さらに戸等を戸籍に注記すること（戸等注籍）などの諸規定は、太宗の貞觀九年（六三五）、さらに武周の天授三年（六九二）ころから、おそらくとも玄宗の先天二年（七一三）にかけて、それぞれいわば臨時の規則（勅詔）として個別に頒布されたものであつて、決して唐初の武德七年令には含まれず、開元（四年）七年令を刪定するときに一括して戸令に組入れられたと考察されるのである。このような想定が許されるとすれば、(4)上記のような戸令構成上の累年の現象は、開元七年令が決して武德七年以降の諸令を単に反復踏襲したものだけではなく、開元七年以前の政治的・社会的状勢の変化に対応して、その都度だされた諸規則（勅詔）をも含めて集大成されることを示すものである。したがつて、現実の要請にもとづいたかかる諸規則を恒常的・普遍的な“令”に採りあげて設定していることは、為政者の支配理念を実現すべく設定された諸令が単に観念的な産物ではなく、具体的かつ現実的な行政運用との連関において成立したことを見示すものである。

以上において、唐令の成立事情には、右の(1)・(2)に示したようた傾向とは別に、(3)・(4)に示したような性格がみられることを明らかにした。なお、このような認定に誤りないとすれば、(3)・(4)に示した唐令成立の一性格は、戸令ばかりでなく、田令のある種のものについてもみられるのであるまいかとおもわれる。何故ならば、戸令と田令とは互に遊離した別個のものではなく、均田制施行の現実面において、相互に密接に連関しているからである。

したがつて、戸令の面に見出される累年的な現象、すなわち現実の歴史過程に対応した戸令の変遷・発展は、田令をも含めた均田法関係の“令”一般と現実との関係の歴史的推移(均田制の後期の現象とし)を、その戸令の側面において、ないし集中的に、表現しているものとおもわれる。

一二、唐代戸籍に示された数字の大字使用については、敦煌と吐魯番とで地域的な差異がやや認められるが、現存戸籍を通じてみた場合、それぞれについて年次的な変化がおこつてゐることに気がつく。大字使用の年次的変化は、武周の天冊万歳二年二月と聖曆元年四月とに出された大字使用に関する詔勅と無関係とはおもわれず、むしろこの勅旨を実際に反映しているものとして把えることができる。ただし、敦煌よりも吐魯番における大字使用の方がより徹底しておこなわれていたことは、唐代西北辺の前線軍事基地である吐魯番に対する王朝権力の貫徹性が、敦煌に対するそれよりもいつそう強力であつたことを示す例証とすることができるであろう。

三、戸籍にみえる給田記載は、唐朝の田土支配の意図するところを形式的に表象したものとして、これに注目し、その書式について年代的な比較を試みた。その結果、敦煌と吐魯番とでは、その書式に、それぞれについて年代的な変化が生じているばかりでなく、兩地間に若干の地域的な差異が認められ、その差異は均田法施行の地域的な差異に起因するものではないかと考えた。さらに、現存唐代戸籍の給田記載の書式は、その始源を西魏のA種計帳文書のそれにまで遡りうるのではないかと推測を加えた。ただし、唐代の給田記載それ自体にも年代的な変化が生じているのであり、中でも、天宝期以後の書式は前代のものに比して簡素化現象が目立つてゐることを明らかにした。このことは、開元一天宝期間を境として、唐朝の均田法的田土支配になんらかの質的变化をきたしたため

に、それが天宝期以後の戸籍の記載形式にまで及んだのではなかろうかと推察した。

四、敦煌発見のいわゆる開元四年・同十年籍（P・三八七七V）は、戸口記載や給田記載に誤写ないし唐令に照らして問題がある戸籍、すなわち造籍中に取り換え処分にあつた戸籍ばかりを一括連貼したものであつて、官府に提出されたいわゆる公式の文書とは認めがたく、戸籍の草稿ともいふべきものであることを明らかにした。なお、これらに類する戸籍はこのほかにも五点残存しているのであるが、これらの戸籍に書写された記載事項は、開元初期の敦煌における一般農民の戸口構成や田土「所有」の状況を考察するための唯一の資料として注目されるものである。そこで、そのうちの開元四年籍稿^(④)・開元十年籍稿^(⑤)（^籍）の給田記載を検討し、前者によつて、開元初年から同四年に至る間の已受田額に激減の傾向があつよいことを指摘し、このような現象と、六年後の⑥籍（開元十一年籍稿）において、已受口分田が皆無になつたり、一般には還公の対象とならないはずの永業田が大幅に減少していること（^{已受田額が一丁当りの永業永}）^(⑥)とは密接な関係にあるものと推考した。さらに、この時期の已受田額（^{永業田・口分田}）には、それが、唐令に準拠して現実に還公をおこなつた結果を示すものであることをうかがわしめるような何らの共通する原則も見出されず、かつまた、一戸の已受田額が一丁当りの所定の永業田額（100畝）にもみたない例は、この戸籍を除いては殆んどみられない現象であることを指摘した。そうして、これらのこととは、開元四年一同十年代の敦煌において口分田や永業田が還公されていたことを示すものと考えるよりは、むしろ、この時期には均田法令（田令）にしたがつた田土の収授はすでに極めて困難な事態に直面していたことを示すものではなかろうかと推論した。この場合、為政者の田土支配の理念を表象する田令と現実の戸籍の給田記載との間のズレを如何に解すればよ

いであろうか。両者の間にみられるズレは、田令の趣旨そのものが現実とは全く別個の観念にもとづいて設定されていたために、別にこれとは異なる給田記載がおこなわれた結果であると解釈すべきものではないことはもちろん、およそ抽象理念としての法令が現実化する場合につねにみられる特殊具体的な態様に起因する当然の現象に過ぎないものとして、一概にこれを解するにとどまるべきものでもなく、それ以上に、それは、先に戸令を通じて考察したように、均田法の発展（＝崩壊）過程、すなわち現実の歴史の運動＝変質過程が田令といつそう乖離せる記載態様の現出を推進した結果であると考えるべきであろう。

以上の開元年代籍稿に関する推察は、試論の域を脱するものではなく、この問題は、敦煌戸籍に記された各戸の已受田額（永業田・居住園宅）が、還授を実施することによつての結果として生じた農民の所有田土を表象するものと解しうるか否かについて、今後さらに具体的に考究されてはじめて解決されるであろう。唐代敦煌における已受田の性格については稿を改めて論じてみたいと考えている。（一九六七・一〇・稿、一九六九・七・補正）（東洋文庫研究員）

註

(31) 草書体の“兌”字を“免”字にあて、“取り換え”を意味すると解釈することについては、池田温氏の御教示をえた。その後、国立北京図書館蔵敦煌写經（マイクロフィルム東洋文庫所蔵）によつて検索したところ、「金光明經断簡」（行、末尾五行餘白）

の末尾餘白に
河西節度門徒兼摂沙州糾門法師沙門恒安、与亡孔侍御、
写此金光明經一部、兌此（陳氏作張）
一張訖

という記載があることを発見した。この記事は、すでに陳垣氏の『敦煌劫餘錄』に収録されており、陳氏は、ここにみえる“兌”字を“免”字に転写している（二三五頁）。なお、藤枝景氏は、“兌”を脱字・脱行を意味すると解されているようであるが（〔三〕「吐蕃支配期の敦煌」（東方学報）、陳氏および池田氏の解釈の穏当なことを北京図書館蔵敦煌写經にみえる事例をもつて明らかにしよう。

「大般若波羅密經卷五断簡」（官・四七）の上部餘白に

「免一紙」脱一行の書き入れがある。この敦煌写経と『大正新修大藏經』所収の当該記事とを校合してみると、敦煌本の2—3行間に一七字一行の脱落が発見せられる。右の六字の書き入れの意味するところは、一行の脱落が生じたために一紙分の書き換えを指示したものであろう。これに類するものに、「免一紙」（推・九八、辰・一六、推八〇、芥・七七、裳・六一、元・三〇）、「免一張」（海・八七）、「免此一張」（推・七七）、「脱兩行」免（称・七三）、「免脱此行」（冬・九）、「免一行」（皇・八三）、「免脱」（服・九二）、「脱一行」（羽・一六）、「免紙」（推・三二）などがある。また、「大般若經卷二三〇断簡」（日・六五）の13—14行と15—16行とが重複書写されており、当該記事の上部餘白には「剩両」行免の書き入れがある。この場合は、二行の重複記載（＝剩）があるので書き換えよ、というのである。これに類するものには、「免剩」（闕・九四）、「次行剩」（霜・六）、「乘重」（露・八三）、「免重」（位・三四）、「免重」（往・一三）、「重」（闕・六八、暑・七九）などがある。なお、「免」字とともに写経人などの名前を銘記した例もみられる。すなわち、「張良」免（人・五九）、「振威」免（推・九九）、「惠水」免（皇・一〇）、「免福」（重・一七）、「紹貪」免（同上）、「法際此經欠一行」（羽・九二）などで

ある。ただし、ここで留意しておくべきことは、書写人名の記載には、(1)全体の書写人の人名か、これと区別せられた、(2)「書き換え」部分のみの書写人の責任を示したものか、(3)「免」すべき箇所を発見し、免すべき旨を指示した責任者の人名か、以上の三つの場合がありうるということである。上記の事例の場合は、(1)に該当するのではなかろうかとおもわれる。一例を示せば、写経人に「大般若經」数卷を配布して写経せしめたときの控え帳ともいるべき「付経曆」（S・四八三—V）の第一行に、
「四月六日付広真一巻免四張紙 法建免（免）一巻四紙」という記載がある。この記事は、写経人広真と法建の二人が、ともに「大般若經一巻」を書写した際、四紙の書き換えをおこなつたことを銘記したものであろう。このような記事があることから、上記の書写人名の記載事例は、(1)に該当するのではなかろうかと推察したい。なお、広真が「大般若經」の写経をおこなつたことは、巻末に彼の署名がある同經卷第五七九（S・一六〇二）が残存していることによつても明らかである。

(32) 北京・致字四二号「金光明經」の第七—第八紙、字字八六号「大般若經」の第八—第九紙、荒字六三号「大般若經」の第一—第三紙、鳥字八八号「大般若經」の第一—第二紙、雨字二六号「大般若經」の第七—第八紙の接続状態

参照。

(33) 致字五三号（「大般若經卷一」）は一紙26行、尾部一行分餘白の状態でのこつており、その首行上部餘白には「兌」の字が附記され、一方、末尾餘白には「脱一行兌一紙訖」という書入れがある。この写經と『大正新修大藏經』のそれに該当する記事とを校合してみると、本写經の17—18行間に一七字（一行分）の脱落があることに気がつくであろう。のことから、本經は、一行の脱落が生じたために首行上部に目じるとして「兌」字が附記され、その後、本紙の補正のおわつたことが本紙の餘白に銘記されたことがわかる。これに類するものに、「兌此紙墳了」（季・一五）、「了」（水・二九字・八八）、「後重」□也□□了（号・六九）というのがある。

(34) 經典を書写する際には、一紙ごとに書写したものを見、ないし尾部のみを残存している例の多いことに気がつくのであるが、本文で既述したような写經の残存状態を考えると、それらの写經自体には誤写・脱字などが多くとも、それらの写經の前後が取り換え処分となつたために、それらは不完全なものとなり、結局、それらは廢紙処分にされたものであると見做してよいものも多いようである。このことに関連して、「中阿含經卷卅六断簡」（翔・四〇、首欠尾二〇行）の上部界線外餘白に

此束諸部秩内兌落經欠頭尾

という記載がある。これによつて、諸部の經典のうち、脱落があるために取り換えられたものや、首尾に欠損のある經典は、一括して束ねられたことがわかる。また、敦煌文獻中には、諸部經典の卷帙の欠損を点検した記録が残存するので参考されたい（東洋文庫敦煌文獻研究委員会編『スタイル・既紹介西域出土漢文文獻分類目録II（寺院文書）三六一四七頁）。なお、敦煌寫經所管下の十カ寺の写經人に諸經を配布して写經させたときの明細控えともいべき「沙州諸寺付經曆」（S・二七一二、八〇〇）の末尾に「廢紙付二藏處」とある。ここにいう廢紙とは、写經中に取り換え处分したもの、すなわち「兌」字の附記のある紙片などを指していると考えてよからう。右の記載によつて、取り

(35) 敦煌写經を検索して、一一紙、あるいは數紙以上を（紙を貼合せた個所）より問題のある紙面をはがすのが自然である。

換え処分となつた写經紙片は、経蔵の一一所に保管されたことがわかる。これに関連して、「大般若波羅密多經卷五一六断簡」(始・一、「一紙、26行書写、末2行餘」)の末尾餘白部分に此一紙請於故經廻安置、為□恩得罪、
といふ書入れがあり、この記載によつても、取り換え処分にされる紙片は、故經廻(欠損のある經典を)に保管されたことがわかる。

(36) 北京・洪字七三号、葉字一三号、寅字四二号、重字一七号参照。

(37) P・一二八七(東洋文庫蔵マイクロフィルム)参照。

これは、すでに廢紙処分にされていたとおもわれる仏典七片(このうちの四片には、「免」字が附記されている)を連貼し、その紙背にチベット文献を書写したものである。

(38) ④籍(P・三八九八V)、⑤籍(S・六一九八)、①籍(S・五九五〇)については、すでに山本達郎氏が全文を紹介されているので(表I)、ここで繰り返し全文を載録することはさけることにした。なお、②籍(P・二六八四五)については、行論上、後註(42)で全文を紹介し、ここで説明を加えることにした。

①籍は、9—10行間、23—24行間の二ヵ所に紙縫をもつ三紙からなり、官印捺押の跡が全く認められないものである。本籍の第二紙(10行—23行)の記載は、第一紙

の記載を重複書写したものとみられる。このことは、第一紙において補正すべき記事が生じたために、第二紙において改めて書きなおしたこと示すものであろう。しかし、第一紙の口数記載の注記には、墨筆で抹消したのち、その右傍に補訂を加えた箇所が幾つかあり、さらに應受田額に含まれている應受居住園宅地額と本戸の口数に唐の田令規定を適用して算出した居住園宅地額とは差額が認められるので、第二紙もまた取り換えられるべき△籍であつたことは明らかである。また、第二紙と第三紙との記載内容が連接しないことは、一見して明瞭であるが、おそらく両紙は紙背を利用するときに貼合されたのであろう。

②籍については、本文で既述した⑥・⑦両籍と同様に官印捺押の形跡が認められないばかりか、13行目の四至記載の下部に記すべきはずの「北某」の記事が書写されておらず、さらに第一紙と第二紙との記載内容が連接しているとは考へがたい。そこで、本籍もまた取り換え処分にあつた二断片が背面利用の際に貼合されたと考へて差支えないところもう。

(39) 本稿の草稿が成つて間もない、一九六七年一月一二日の史学会第六十六回大会東洋史部会において、池田温氏は「現存唐代敦煌戸籍の年代的特徴——開元四年・十年戸籍を中心として——」と題する研究を発表され、その中で、私が本文で試たのとほぼ同じことを、詳細な図表をもつて、より精緻に解明された。⑤籍が⑥籍の前に連貼されていたことは、池田氏の御教示によるものである。(①—④—⑧—⑨)の各戸籍とそれらの紙背に抄録された『大唐内典錄』との接続関係については、池田温氏が東洋史部会で配布された図表を参照されたい。なお、本稿を草するに当つては、池田氏をはじめ東洋文庫の諸氏より種々有益な助言をいただいた。記して感謝の意を表する。

(40) 註(2)参照。

(42) ⑥籍と同類の⑦籍(開元十年戸籍、P・二六八四)の全文をつぎに掲げ検討を加えよう。

(43) 本両籍のほか、天宝六載籍(表1)の戸主□□明、同六載籍(表1)の戸主曹思礼・戸主杜懷奉、大曆四年手実(表1)の戸主索思礼・戸主安遊環・戸主令狐進堯・戸主李大娘・戸主唐元欽の各戸籍の給田記載についても問題があるが、これらについては、左記の先学のすぐれた論考があるので、ここで繰り返えし論及することはさけた。鈴木俊、前掲論文、(史学雑誌四七一七)九一—八頁。玉井是博「再び燉煌戸籍残巻について」(東洋学報二四一四)、「支那社会経済史研究」一九四二、所収)二六七—一六九頁、二八三—一八六頁。池田温、前掲論文、(東洋学報四〇一三)四一—四三頁。西村元佑「均田法における受田と賦課に関する一考察——敦煌計帳戸籍の受田欠少と丁男の位置——」(史林五〇一、前掲書所収)八〇〇頁、注⑩。

壹拾壹戸已受

一十戸永業

計租二石

戸主王万壽年伍拾壹歲 白丁
神龍元年全家沒落開元九年帳後奉其年九月九
日格律士沒落放出下中戸 課戶見輸九

(紙縫)

合應受田壹頃伍拾畝		卅畝口分	一鄉	開元十年一籍上(紙縫)
伍拾畝已受	一頃一畝未受			

一 段 捌 畝 永 業	城 南 七 里 灌 津 渠	東 賀 德 素	西 渠	南 沙	北 渠
一 段 柒 畝 永 業	城 南 七 里 陽 開 渠	東 李 万 其	西 沙	南 李 懷 保	北 李 文 卿
一 段 伍 畝 永 業	城 南 七 里 陽 開 渠	東 李 懷 保	西 王 智 信	南 渠	
一 段 肆 畝 口 分	城 南 七 里 灌 津 渠	東 官 田	西 自 田	南 渠	北 渠
一 段 柒 畝 口 分	城 南 七 里 陽 開 渠	東 荒	西 渠	南 渠	北 坑
一 段 拾 玖 畝 口 分	城 南 七 里 陽 開 渠	東 張 武 遷	西 張 玄 素	南 石	北 傍
戶 主 白 樹	合 年 貳 拾 肆 歲	品 子 <small>記 玄 貞</small>	都 尉 <small>蔭 鑒 曆</small>	元 年 二 月 廿 二 日 授 甲	
母 張 年 陸 拾 伍 歲	寡		課 戶 <small>見 輸</small>		
姉 伯 藥 年 貳 拾 伍 歲	中 女				

元

右に掲げた二つの戸籍は、紙背に仏典（本文六四四参照）を書き写するに際して、上下逆に貼継がれたものとおもわれる。ただし、右には便宜上、逆の戸籍を正常の位置になおし掲載した。さて、後の戸籍の11—12行間の下部余白には“免”字が附記され、さらにその紙縫部には“□□郷 開元十年籍”という柱

書の跡が認められ、一方、前の戸主王万寿の戸口注記には“開元九年帳後云々”とあり、さらに両籍の書体は同筆であるとみられるところから、両籍は本文に載録した④籍と同様に開元十年の造籍過程において取り換え処分にされたものとおもわれる。

さて、ここで問題にしたいのは、戸主不明の戸（1—9行）の給田記載である。本戸の給田記載は

曰受田五〇畝（永業田二〇畝「推定」十口分田三〇畝）
十未受田一〇一畝＝応受田一五一畝

“開元九年帳後云々”とあり、さらに両籍の書体は同筆である

とあり、一方、地段田額もまた永業田二〇畝、口分田三〇畝、計五〇畝となり、両者の田額が合致する。ただし、地段記載の最後の一行（九九行目「一段拾玖畝口分……北境」）の上には抹消を示すとおもわれる墨筆（？）の縦線が引かれていることに注意すべきである。このことは開元十年の造籍にあたつて、本戸のさきの所有田土五〇畝のうち、一九畝がすでに本戸の所有田土ではなくなつたことを示すものであるとおもわれる。また、この一九畝の田額記載は本戸とは無関係な、かつ全く無意味な数字でないことは、已受田額と地段田額とが一致することから容易に推測できる。

以上の考察によつて、補正が加えられた地段田額は開元十一年度の已受田額を、一方、給田記載にみえる田額はそれ以前の籍帳にもとづく記載を、それぞれ示していると解することができるであろう。そうして、本籍にみえる“免”字は以上の矛盾を訂正すべく、その指示のための処置として書き入れられたものであろう。

なお前記戸主王万寿（白丁）の戸口注記の部分は、神龍元年（七〇五）に全家没落と記されながらも除籍されることなく、開元九年（七二一）の計帳作成後、これまで衛士として登載していた戸主王万寿を、没落したことを理由に同年九月九日の格に準拠して白丁に放出し、さらに、おそらく課戸見不輸と注記していたのを課戸見輸に書き改めたことを意味す

るであろう。本戸には神龍元年全家没落という注記がありながら、実際には一畝の已受田があることに留意しなければならない。他の敦煌戸籍では、わずかの例を除いて、應受永業田はほとんどの戸にみたされていることを考えれば、本戸もまたかつては少くとも永業田二〇畝を有していだという蓋然性が大である。しかし、それが一〇畝と記されているのは、おそらくそれ以外の永業田は全家没落を理由に、退田という名目で官府に没収（還公）されたのではなかろうか。だからといって、この時期に没落あるいは逃走しない一般戸の田土の還授がおこなわれていたことを意味するものではない。戸主王万寿の注記にみえる“衛士”的一字を、從来“行上”とよんでいたが、最近、池田温氏から、これは“衛士”とよんではじめて意が通ずるとの御教示をえた。付記して池田氏に謝意を表したい。

(43) 居住園宅地の地段記載が一行脱落していると考える根拠は、本戸の給田記載と全く関係のない地段記載（76行）が、本戸の居住園宅記載が書かれるべき個所に書かれ、かつその地段記載の下部の書体がくずれ、さらにその後部の紙面が数行にわたつて餘白になつてゐることにかかる。

(44) 楊法子戸の場合、その口数は戸主丁男（衛士）一、丁妻一、小男一、小女一の計四人で、この戸の應受田額是一〇一畝（永業田二〇畝十口分田八〇畝十居住園宅地二畝）

となるべきはずであるが、実際には一〇一畝と記され、応受園宅地の計算に一畝の差が生じていて、この理由については次項で述べたい。余善意戸の場合、その口数は戸主老男一、白丁一、丁妻一の計三人で、この戸の応受田額は五一畝（五〇畝〔戸主老男永業田二〇畝十同口分田三〇畝〕+一〇〇畝〔丁男永業田二〇畝十同口分田八〇畝〕+一畝〔良口三人居住園宅地〕）となるべきはずであるが、実際には一六一畝と記され、ここに一〇畝の差額が生じている。本籍に記された応受田額一六一畝はおそらく一五・畝の誤写であろうか。このように考えれば、本籍に「一頃卅三畝未受」とあるのも、さきの誤写にもとづく誤りであり、本来「一頃廿三畝未受」とすべきである。

(45) この規定の意味内容については、鈴木俊・仁井田陞両氏の所論（鈴木俊「唐の均田法と唐令との関係に就いて」東亜七一四、一九三四、四一一四三頁。仁井田陞『唐宋法律文書の研究』七七一—七七七頁）参照。なお、この規定は、今日、開元二十五年令においてのみその存在が知られるが、その意味内容を考えれば、開元年間以前、おそらく均田法施行の唐初からあつたのではないかと推測される。

(46) 敦煌における永業田の受田率は極めて高く、その受田率は全戸籍を通じて、九〇パーセント以上に達していることは周知のとおりである。すなわち、敦煌においては若干

の事例を除けば、唐令に規定された、いわゆる應受永業田額がほぼ完全に支給されていたことになる。ただし、所定の永業田額にみたない戸は、五七戸中、一二戸を数える。この内、九戸は開元四年から同十年代の戸籍に含まれている。この数字は、開元期にとくに曰受永業田額が欠少したことを示すものである。開元初年から十年代の戸籍にみえるかかる現象は、偶然の結果として生じたものではなく、そこには田土の還受が実施されたかどうかを究明する諸問題が内在しているとおもわれる。西嶋定生氏は、吐魯番出土の退田文書・欠田文書・給田文書を精緻に分析され、これら三種の文書と吐魯番戸籍にみえる曰受田額とを比較検討した結果、吐魯番における田土還授施行の事実を巧妙に論証されたが、その中で、敦煌戸籍にみえる各戸の曰受田額は田令所定の応受田額に達せず、かつ各戸相互間の曰受田額の不均等が必ずしも丁数の相違に比例していないことから、従来、敦煌における均田制の実施は否定されていたが、敦煌戸籍にみえるそのような特徴は吐魯番では一層顕著であり、それにもかかわらず、ここでは還授が実施されたことは、必ずしも均田制の実施を否定する根拠にはならないであろうといわれ（堀敏氏も前掲論文「東洋学報四一四」）、均田制の本質は、還授の実施に看取される如く、土地に対する強力な国家権力の貫徹という点にあり、このような支

配を実施する手段として、應受田額以外にそれよりはるか少ない田額が丁数を基準として常田・部田ごとに規定され、これが標準となつて土地の還授が実施された。そうして、その一丁あたりの基準田額は、田令に規定された實郷および狹郷の應受田額のほかに、いわゆる郷原の法によつてそれぞれの地方の特殊事情が勘案され、その地方に即した田額がおそらくは式によつて規定されていたであろう、といふ割期的な論考を発表され、さらに、この新見解を論拠として敦煌においても土地還授が実施されたことを考求されたのである（西嶋定生、前掲論文、同氏、前掲書所収）。西嶋氏がいわれる如く、敦煌においても土地還授が実施されたとすれば、ここでも郷原の法によつて支給される一丁あたりの基準田額の規定が存在したことを明確にしなければならないであろう。本文表IVに示した如く、敦煌開元四年籍稿の各戸の已受田額を検索した限りでは、丁数を基準とした標準田額は見出すことができない。このことは、西嶋氏がいわれるような田土の還授が実施されていなかつたのではないかということを推測せしめるであろう。

敦煌において還授が実施されたかどうかは、なお検討すべき餘地が残されているようであるが、今日の課題は、敦煌戸籍の給田記載そのものが唐令に照らしてどのような実現態様を示しているかを個々の事例を通して具体的に究明す

ることにあるとおもう。このような視角から、近年、西村元佑氏は、西魏計帳文書と唐代敦煌戸籍の受田内容とを比較検討され、その中で、班田の主対象たるべき丁男を含む課戸およびとくに衛士戸の口分田已受率が低く、老小寡などを保護戸の口分田已受率が概して高いことは、西魏・唐に共通してみられる顯著な現象であり、このことは、国家の丁口に対する人身的收奪（丁対象均額賦課）優先の投影であり、授田はそれを徹底させるための保証として派生したことを示すものであり、また、從来均田制の虚構性あるいは崩壊を示すものとしてとり上げられた丁身の受田額欠少という事実は、均田法体制の基本的対立関係における直接的人身支配方式に固有の矛盾として把えるべきもので、已受・未受田額は人身收奪における餘剩労働力の多寡を標示する数量でもあり、應受田額は人民の戸内労働力・資力を結集してたたかいるべき受田の最高目標額を示したものにほかならないという注目すべき見解を出されている（均田法における受田と賦課に関する一考察——敦煌計帳戸籍の受田欠少と丁男の位置——」史林五〇一、同氏、前掲書所収）。西村氏の論考は、課戸・衛士戸あるいは要保護戸の口分田受田率の差異に意味を見出し、それがまた敦煌の西魏計帳文書および唐代戸籍に共通性をもつてゐるという前提にもとづいて展開されているが、唐代戸籍の口

分田受田率に関する西村氏の解釈にはなお検討すべき餘地が残されているようである。このことについては別稿でとりあげたいとおもう。

(47) 例えば、本文に引用した開元四年籍稿の戸主不明の戸（74—77行）の場合、上半部が断裂しているのでその戸口記載の詳細を明確にすることはできないけれども、注記の一部（74）が残存しており、それによると、景龍三年（七〇九）全戸逃走とある。しかしながら、75行目には已受田額の細目を示す「「永業」の記事が残存している。このことは、七〇九年に全戸が逃走していながら七一年（開元四年）の造籍に際しても、なお逃走前後の給田事情を書き留めていることを暗示するものである。また、開元十年（七二三）籍稿（表I）の戸主王万寿の注記（注II）にも、神龍元年（七〇五）全家没落とありながら、本戸にも給田記載（已受田一〇畝）がある。なお、ここで留意すべきことは、これらの戸は全戸逃走とか全家没落とか記されながら、「課戸見不輸」、「課戸見輸」と記されていることである。また、天宝六載（七四七）籍（表I）にみえる戸主陰襲祖（八五歳）の戸には、久視元載（七〇〇）全家没落とう注記があり、戸主劉感德（八四歳）の戸には、延載元載（六九四）全家没落と注記されている。しかし、これら両戸には、もはや已受田記載のないことは前記戸の例とは異なる。

るところである。ただし、これら両戸の場合、没落した当時に自己の田土（已受田）を所有していたとしても、それらは四〇年餘りの間に退田という名目で官府に没収（還付）されたのであろう。

(48) 玉井是博「燐煌戸籍残巻について」（東洋学報一六一「前掲書所収」二六頁）。なお、天宝六載籍（表II）にみえる戸主卑徳意の戸の応受園宅地に関しても、玉井説を引用することによって理解することができるであろう。

(49) 山本達郎、前掲論文（東洋文化研究所紀要一〇）、一八九—一九〇頁。

(50) 本籍（表I）は、羅振玉『貞松堂藏西陲秘籍叢殘』にほぼ現寸大の写真が紹介されている。本籍は、1—2行間、2—3行間に断片をもつ三断片からなり、それぞれの記事は直接に連続するものではない。第三片の首部背面の上部には「沙州之印」が、その下には「燐煌縣之印」と判読できる官印が三顆捺押されており、また尾部には糊付けのあとが残つておらず、この尾部背面にも官印捺押の跡が認められる。以上によつて、本断片は一張分（紙縫から紙縫まで）完全に残つてゐることになる。紙縫背面に柱書があつたかどうかは本書の写真からうかがうことができないが、第一片にみえる「平康鄉 先天二年籍」の書体形式が①・籍紙背柱書と全く合致することを考えれば、この第二片は、本籍紙縫の背面に記されていた柱書であつたとみてほほ間違いない

であろう。そうして⑩.i 篇と⑩.ii 篇との関係も元來同一文書であつた蓋然性は大である。

訂正

当該個所を調査したところ、確かにその痕跡のあることが明らかとなつた。ここに前篇の註文を補訂するとともに、池田氏に謝意を表したい。

- 前篇(五一卷一号)、93頁表I・94頁同上、『貞松堂西陲秘籍叢殘』→『貞松堂藏西陲秘籍叢殘』。94頁2行、⑩.△
- ⑩.99頁12行、⑩.・⑩.↓⑩.・⑩.・⑩.。101頁4行、(表I)↓
(表I)ii)。105頁3行、上述(○頁)→上述(九九頁)。107頁7行・
8行・11行・12行、卅歩→卅步。108頁18行~20行、
- ⑩.参拾柒畝已受⑩.廿畝永業
- ⑩.合応受田壱頃伍拾壹畝 ⑩.十六畝口分
- ⑩.参拾柒畝已受⑩.廿畝永業
- ⑩.合応受田壱頃伍拾壹畝 ⑩.一畝居住園宅
- 120頁下段24行、句読点→削除。121頁上段12行~13行・124頁
上段16行、年令→年齢
- 筆者は、前篇註(8)において、西州戸籍には州(郡)名や里名をもつ柱書は見当らない、と述べたが、その後池田温氏から、西州開元年代籍(表II)の紙縫部らしき個所に“西州”という州名柱書(?)の跡が認められるとの御教示をえ、